

～自立した地域社会の実現を目指して～

共働によるまちづくりを推進します。



共働によるまちづくりを進めるには？



問題解決
新たな発想

自主・自立のまちづくりで、住みよい地域を目指します。
行政へ意見を反映します。

共働によるまちづくりへの第1歩は

同じ目標・夢に向かって、まずは協議・議論のテーブルにつくことではないでしょうか。そのテーブルは、小さくてもかまわないと思います。お隣ご近所、お友達とお話ししてみてください。

各支所（行政）にご相談ください。
ご意見をお聞きし、真摯に対応いたします。

『共働（きょうどう）』は、市民と行政が、“独自に”あるいは“協力しながら”、共に働き、共に行動することによって、よりよいまちを目指すというものです。



共働によるまちづくりの推進に向けて

- 豊田市では、平成17年9月に制定された豊田市まちづくり基本条例を受け、共働によるまちづくりを推進するため、都市内分権をすすめています。

地域会議の創設

支所機能の拡充

共働のルール化



地域・市民の主体性(やる気・責任・合理性)に基づくまちづくり

市民の意思を市政へ反映



住みよし地域へ



地域会議の創設

- 豊田市では、平成17年9月に豊田市まちづくり基本条例とともに豊田市地域自治区条例を制定し、平成18年4月1日市内全域において、合計26の地域会議を設立しました。

選任

諮詢

意見

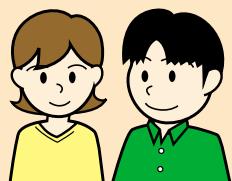


地域自治区

地域会議



選出



● 住民

● 市民活動団体

- ・自治区
- ・地区コミュニティ会議
- ・任意団体
- ・有志グループ

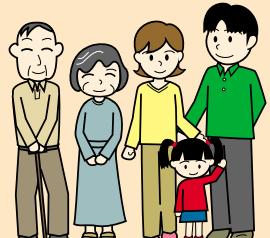
共働

(支所) 事務所の長 (支所長)

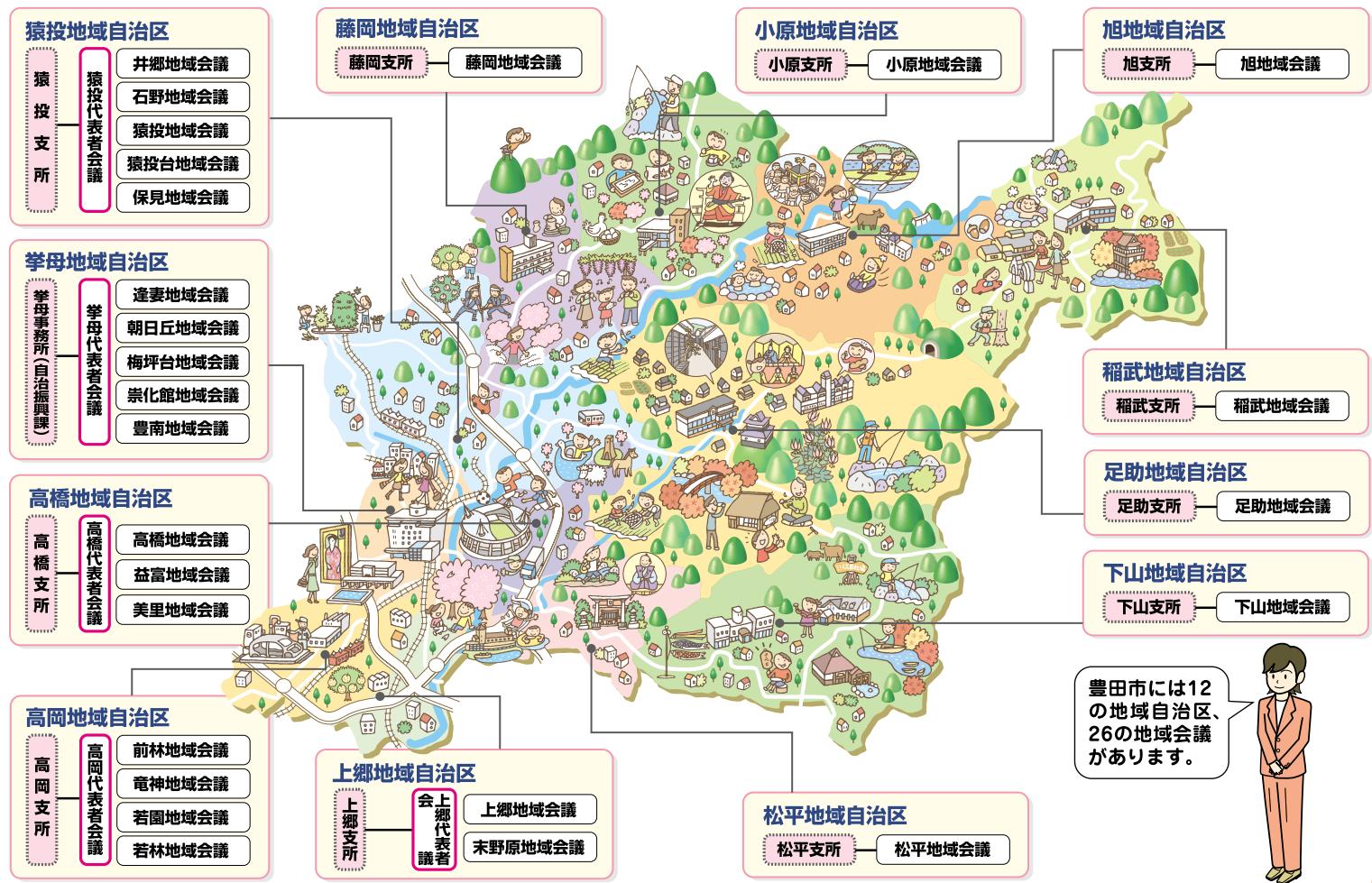


市の事務を執行

- ①地域会議運営
- ②地域振興事業
- ③地域活動推進
(地域固有・地域限定)
- ④支所管理



豊田市の地域自治区・地域会議



地域会議の役割は何ですか？

① 地域の問題点やまちづくりについて話し合い、地域でできることは何か、住民参加のもとにどう解決するかを検討します。

- 現在、地域課題の把握、課題の抽出、解決策の検討、市への提言書の作成等、地域会議ごとに様々な活動をしています。

② 市長から地域の重要な行政施策について質問を受けた場合、審議・答申します。

- 観光基本計画、第7次総合計画について、意見をお聞きしております。

③ わくわく事業の審査会を開催します。

④ 「地域会議だより」「ホームページ」等により、地域のまちづくり情報を発信します。

- 各地域会議だよりは、豊田市のホームページでもご覧いただけます。

アドレス <http://www.city.toyota.aichi.jp/>



支所機能の拡充

- 支所は、**地域会議の事務局**として、地域会議や住民に対し、情報提供や活動支援を行います。
- 支所長は、地域会議の意見を踏まえ、関係部局や地域の実践組織と協議・調整し、まちづくりを推進します。

わくわく事業補助金について

わくわく事業補助金は自信と誇りのもてる地域を住民が主体となってつくるために実施する事業「わくわく事業」に対し、市が助成を行う新しい地域活動支援制度です。
補助金の交付については、各地域会議が審査します。

■助成対象団体

助成対象団体は、次の要件を全て満たす団体です。

①原則として5人以上で組織された団体

②活動が地域の方々に支持される団体

③政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていない団体

■助成対象事業

①保健、医療又は福祉の推進を図る事業



②地域の伝統・文化・郷土芸能・スポーツの振興を図る事業



③安心・安全な地域づくりを推進するための事業



④地域の生活環境の改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業



助成金の助成対象となるわくわく事業は、これら8項目のいずれかに該当する事業です。

⑤子どもの健全育成を図る事業



⑥地域の特性を生かした産業振興のための事業



⑦地域づくりへの助言等を受けるための事業



⑧その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業



※わくわく事業補助金により

身近な地域づくり活動への参加機会の拡大（地域づくり活動の活性化）

地域の将来を担う人材育成・新たなコミュニティづくりへの貢献

地域が本当に良くなりました



わくわく事業を通して若手リーダーが育ってきました。将来が楽しみ

気軽に地域づくりに参加できる機会が増えました

実績 平成17年度 137件
平成18年度 266件

コミュニティで今まで知らなかった団体や人と交流ができました

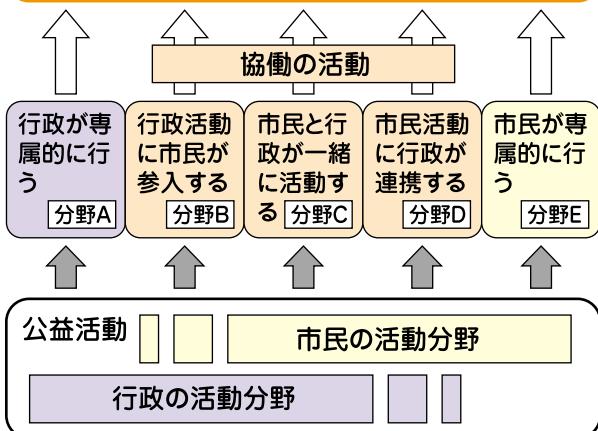


共働のルール化

「共働によるまちづくり」の活動分野

公共的な活動は、行政の活動だけでなく、市民の様々な活動によって担われています。行政と市民がそれぞれ責任を持って、独自に活動したり、協力、連携する関係を持って活動しています。

共働によるまちづくり



「共働によるまちづくり」活動事例紹介

A団地の事例

市内A団地では、外国人の人口が急増し、ことばの壁や生活習慣の違いから、さまざまな問題が発生するようになりました…

分野A：市ではA団地の小学校に「ことばの教室」を設けて、来日間もない児童生徒に日本語指導や生活指導を行っています。

分野B：市は「ことばの壁」を解決するために、外国人のための日本語教室を、NPO法人に委託して開催しています。

分野C：学校に行っていない子どもたちの就学支援をするために市と市民が一緒になって不就学の実態調査を行いました。

分野D：外国人青少年の就労支援をするNPO法人に対し、市では活動場所を提供し、市広報でPRをしています。

分野E：地域の人たちは夏祭りを開催して、外国人住民との交流を図っています。

「市の組織体制」について

豊田市では、平成18年12月に制定された豊田市市民活動促進条例により、「共働によるまちづくり」推進のため、市民活動を応援・促進します。そのため、共働推進担当所管を明確化するとともに、各所属に「共働推進員」を設置するなど、組織体制を整備します。

市民活動促進施策

- (1) 情報の収集及び提供並びに相談
- (2) 人材の育成等
- (3) 活動場所の整備
- (4) 市、市民及び市民活動団体の連携及び交流
- (5) 市が行う事業への市民活動団体の参入機会の提供
- (6) 財政的支援
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動を促進するため必要な施策

共働によるまちづくりの進め方

- ① 市民、市民活動団体は、よりよい（住みよい）まちを目指して自主・自立のまちづくり活動を進めます。
- ② 市民、市民活動団体は、活動を進めるうえで問題等が生じましたら、お近くの支所又は市民活動センターに相談できます。
- ③ 支所等は、関係行政機関等と協議・調整し必要な支援を検討します。
- ④ 豊田市では、支所等を窓口として、全庁的な協力体制のもと、早く明確な結論を出す体制、ルールづくりを進めます。



共働によるまちづくりの事例紹介「ある自治区における 防犯活動への取組み」



問い合わせ先

豊田市自治振興課

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所南庁舎4階
TEL 0565-34-6629 FAX 0565-35-4745
E-mail : jichi@city.toyota.aichi.jp ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

平成19年2月発行